

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	8-1
処分の種類	特定疾病の検査命令			
根拠法令条例等・条項	持続的養殖生産確保法第7条の2第2項			
処分の概要	特定疾病の届出があったときは、当該水産動植物について検査を受けることを命ずることができる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】持続的養殖生産確保法(勸告等)</p> <p>第七条 都道府県知事(漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、農林水産大臣。以下同じ。)は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勸告をするものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する勸告を受けた漁業協同組合等がその勸告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する勸告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勸告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勸告に係る措置をとらなかった場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業法第三十四条第一項又は第四項の規定による養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四条第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会(同法第八条第三項に規定する内水面における養殖業については、内水面漁場管理委員会)の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同法第三十四条第二項及び第三十七条第四項の規定を準用する。</p> <p>(特定疾病についての届出義務)</p> <p>第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			